

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第 1 号

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会委員会条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第 20 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 20 条の規定は、なおその効力を有する。

---

伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第 2 号

伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例

伊勢崎市行政手続条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条）」を

「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条の 2）」に改める。

第 4 章の 2 処分等の求め（第 34 条の 3）」

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 8 号中「、又は」を「又は」に改める。

第 32 条中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、条例又は群馬県の条例（以下この条及び次条において「法律又は条例」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は市の機関等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正）

2 伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のよう

に改正する。

第 1 5 条中「及び第 3 章」を「、第 3 章及び第 4 章の 2」に改める。

(伊勢崎市市税条例及び伊勢崎市国民健康保険税条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第 3 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「第 3 3 条第 2 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

(1) 伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）第 2 1 条第 2 項

(2) 伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 1 8 号）第 3 1 条第 2 項

---

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 号

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員定数条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 1 条」を「第 1 9 条」に改める。

第 2 条中「病院事業の職員 7 2 6 人」を「病院事業の職員 7 7 6 人」に、「総計 2, 5 2 8 人」を「総計 2, 5 7 8 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特別職報酬等審議会条例（平成17年伊勢崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

---

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例

（伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第80号を削り、同項第81号中「同 委員」を「教育委員

会委員」に改め、同号を同項第 80 号とし、同項中第 82 号を第 81 号とし、第 83 号から第 137 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 月額 693,000 円

別表中「副市長」を「副市長及び教育長」に改める。

(伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 100 分の 25

(伊勢崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び伊勢崎市教育委員会教育長の退職手当に関する条例の廃止)

第 4 条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 伊勢崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 83 号）

(2) 伊勢崎市教育委員会教育長の退職手当に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 84 号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第 1 条の規定によ

る改正後の伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第2条の規定による改正後の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第3条及び別表の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第3条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

(伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第3条の規定による改正後の伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例第2条第1項及び第3条第1項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例第2条第1項及び第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(伊勢崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定による廃止前の伊勢崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(伊勢崎市教育委員会教育長の退職手当に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定による廃止前の伊勢崎市教育委員会教育長の退職手当に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

---

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第12条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第20条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」を「管理職員」に改め、「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第21条第2項中「、第11条の3及び第12条の2」を「及び第11条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例第12条の2第2項の規定の適用については、「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

---

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第7号

##### 伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第3の1建築物に関する確認申請手数料等の部1の項中「3及び」を削り、同部2の項(2)中「3の表、4(2)」を「3(2)」に改め、同部3の項を削り、同部4の項を同部3の項とする。

別表第3の3建築物に関する中間検査申請手数料等の部1の項中「第18条第17項」を「法第18条第19項」に改める。

別表第3の4建築物に関する完了検査申請手数料等の部1の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同部2の項中「第18条第19項」を「第18条第21項」に改める。

別表第3の6許可申請等手数料の部の表1の項中「法第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「により仮使用の承認を申請」を「による認

定の申請を」に改める。

別表第6の2の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加える。

別表第7の3の項中「(当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が同法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計画適合性判定を要するものである場合は、別表第3の規定により納付することとなる手数料を含む。)」を削る。

#### 附 則

この条例中別表第1の24の項の改正規定は平成27年5月29日から、その他の改正規定は平成27年6月1日から施行する。

---

伊勢崎市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、伊勢崎市一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除は、伊勢崎市一般職の職員の例に

よる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

---

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市立学校設置条例（平成17年伊勢崎市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表3の部伊勢崎市立赤堀中学校の項中「西久保町二丁目398番地」を「西久保町二丁目329番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市奨学金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市奨学金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市奨学金条例（平成17年伊勢崎市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市内において」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公民館条例（平成17年伊勢崎市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢崎市境公民館の項中「境萩原1750番地1」を「境598番地1」に改める。

別表第2境公民館の部を次のように改める。

境 公 民 館	第1研修室	1,020円	1,020円	1,230円	3,290円
	第2研修室	510円	510円	610円	1,640円
	第3研修室	510円	510円	610円	1,640円
	第1和室	200円	200円	250円	660円
	第2和室	200円	200円	250円	660円
	料理実習室	510円	510円	610円	1,640円
	第1会議室	510円	510円	610円	1,640円
	第2会議室	510円	510円	610円	1,640円

	工作実習室	510円	510円	610円	1,640円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準）

第2条の3 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「28,700円」を「35,400円」に改め、同条第2号中「28,700円」を「49,600円」に改め、同条第3号中「43,100円」を「53,100円」に改め、同条第4号中「57,500円」を「62,000円」に改め、同条第8号中「100,600円」を「141,800円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「86,200円」を「106,300円」に、「400万円」を「290万円」に、「除く。）に」を「除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 120,500円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のい

ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 131, 100円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 134, 700円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第6号中「71, 800円」を「92, 100円」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「66, 100円」を「85, 000円」に、「又は第7号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70, 900円

第3条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31, 900円とする。

第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号ま

で」に改める。

附則に次の3項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

9 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

10 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

11 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢崎市介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員の員数)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）において認

められた場合は、地域包括支援センターの職員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（運営）

第5条 地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）

第3章 運営に関する基準（第5条－第29条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条－第32条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス

事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の

同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使

用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請につい

て、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援セ

ンター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

ない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第31条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第31条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第31条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第31条第15号に規定する評価の結果の記録
  - オ 第31条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第30条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等

に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、

利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画（群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等県指定介護予防サービス等基

準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（県指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（県指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
  - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- (18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短

期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目

指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

## 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第33条 第2条及び第2章から前章（第26条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する

特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に完結した記録の保存については、この条例の規定は適用しない。

3 前項の規定によりこの条例の規定は適用しないものとされた記録の保存については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第80条」を「第81条」に、「第81条」を「第82条」に、「第82条—第84条」を「第83条—第85条」に、「第85条・第86条」を「第86条・第87条」に、「第87条—第108条」を「第88条—第109条」に、「第109条」を「第110条」に、「第110条—第112条」を「第111条—第113条」に、「第113条」を「第114条」に、「第114条—第128条」を「第115条—第129条」に、「第129条」を「第130条」に、「第130条・第131条」を「第131条・第132条」に、

「第132条」を「第133条」に、「第133条」を「第134条」に改める。

第6条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第4号中「第82条第1項」を「第83条第1項」に改め、同項第5号中「第110条第1項」を「第111条第1項」に、「第82条第6項第1号」を「第83条第6項」に、「第83条第3項」を「第84条第3項」に、「第84条」を「第85条」に改め、同項第6号中「第129条第1項」を「第130条第1項」に、「第82条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第83条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第29条第2項中「手当て」を「手当」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指す」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第64条第1項中「第110条」を「第111条」に、「第130条」を「第131条」に改める。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を

「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加え、「第82条第7項」を「第83条第7項」に改める。

第135条を削り、第134条を第135条とし、第133条を第134条とする。

第7章第3節中第132条を第133条とする。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第7章第2節中同条を第132条とする。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第83条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第131条とする。

第7章第1節中第129条を第130条とする。

第128条中「第99条」を「第100条」に、「第102条」を「第103条」に、「第104条」を「第105条」に、「第105条第1項」を「第106条第1項」に、「第122条」を「第123条」に改め、第6章第4節中同条を第129条とする。

第127条第2項第2号中「第115条第2項」を「第116条第2項」に改め、同項第3号中「第117条第6項」を「第118条第6項」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第106条第2項」に改め、同条を第128条とする。

第126条を第127条とし、第122条から第125条までを1条ずつ繰り下げる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防

サービス」に改め、同条を第122条とする。

第120条を第121条とし、第119条を第120条とする。

第118条第1項中「第110条第5項」を「第111条第5項」に改め、同条を第119条とする。

第117条を第118条とし、第114条から第116条までを1条ずつ繰り下げる。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第113条第2項中「第124条」を「第125条」に改め、第6章第3節中同条を第114条とする。

第6章第2節中第112条を第113条とする。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第112条とする。

第110条第1項中「第113条」を「第114条」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第83条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第111条とする。

第6章第1節中第109条を第110条とする。

第108条中「第100条」を「第101条」に改め、第5章第4節中同条を第109条とする。

第107条第2項第4号中「第92条第6号」を「第93条第6号」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「第106条第2項」に改め、同条を第108条とする。

第106条中「第82条第6項各号」を「第83条第6項」に改め、同条を第107条とする。

第105条を第106条とし、第97条から第104条までを1条ずつ繰り下げる。

第96条第1項中「第82条第12項」を「第83条第12項」に改め、同条を第97条とする。

第95条を第96条とし、第92条から第94条までを1条ずつ繰り下げる。

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改め、同条を第92条とする。

第90条を第91条とし、第89条を第90条とし、第88条を第89条とする。

第87条中「第82条第12項」を「第83条第12項」に、「第93条」を「第94条」に改め、同条を第88条とする。

第5章第3節中第86条を第87条とする。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加え、同条を第86条とする。

登録定員	26人又は27人	28人	29人
利用定員	16人	17人	18人

第5章第2節中第84条を第85条とする。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一」を「、同一」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加え、「第111条第2項」を「第112条第2項」に、「第112条」を「第113条」に改め、同条を第84条とする。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該

各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第12項中「第96条第1項」を「第97条第1項」に改め、同条を第83条とする。

第5章第1節中第81条を第82条とする。

第80条中「、第40条」を削り、第4章第3節中同条を第81条とする。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条」を「前条」に改め、同条を第80条とする。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対

応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第139条第1項中「第130条第1項第4号」を「第131条第1項第4号」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第106条第2項」に改め、同項第9号を削る。

第149条中「第99条」を「第100条」に、「第105条第1項」を「第106条第1項」に改める。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第15項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第83条」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合においては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型

居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第177条中「第105条第1項」を「第106条第1項」に改める。

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第189条中「第105条第1項」を「第106条第1項」に改める。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「(以下「指定複合型サービス」という。)」を「(省令第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合サービスの事業をいう」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう」に、「行う複合型サービス」を「行う看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」

に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	26人又は27人	28人	29人
利用定員	16人	17人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第3号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者は」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は」に改め、同条第7号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」

に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「手当て」を「手当」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同項第10号中「第105条第2項」を「第106条第2項」に改める。

第202条中「第87条」を「第88条」に、「第90条」を「第91条」に、「第93条」を「第94条」に、「第95条」を「第96条」に、「第97条」を「第98条」に、「第98条」を「第99条」に、「第100条」を「第101条」に、「第106条」を「第107条」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第89条」を「第90条」に、

「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第 8 2 条第 6 項各号」を「第 8 3 条第 6 項」に改める。

附則第 2 条中「第 1 1 3 条第 1 項」を「第 1 1 4 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 6 号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年伊勢崎市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「法第 8 条の 2 第 1 4 項」を「法第 8 条の 2 第 1 2 項」に改める。

第 7 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るも

のとする。

第8条第1項中「第110条第1項」を「第111条第1項」に、「第129条第1項」を「第130条第1項」に、「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に、「第110条」を「第111条」に、「第130条」を「第131条」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢崎市条例第14号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第9号」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第1項中「第82条第1項」を「第83条第1項」に、「第81条」を「第82条」に改め、同条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防	指定認知症対応型共同生活介護事業	介護職員
----------	------------------	------

小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第13項中「第82条第1項」を「第83条第1項」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一」を「、同一」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「第82条第1項」を「第83条第1項」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が2

5人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	26人又は27人	28人	29人
利用定員	16人	17人	18人

第48条第5項中「第86条第1項」を「第87条第1項」に改める。

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条」を「指定介護予防支援等基準条例第31条」に、「指定介護予防支援等基準第31条」を「指定介護予防支援等基準条例第32条」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第71条第1項中「第110条第1項」を「第111条第1項」に、「第109条」を「第110条」に改め、同条第4項中「第82条」を「第83条」に改め、同条第10項中「第110条第1項」を「第111条第1項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第74条第7項中「第113条第1項」を「第114条第1項」に改める。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 17 号

伊勢崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市青少年問題協議会条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「25 人」を「24 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定は適用せず、この条例による改正前の第 3 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

---

伊勢崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 18 号

伊勢崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例

伊勢崎市保育の実施に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 134 号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 19 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における利用者負担の額)

第 3 条 支給認定保護者が支払う利用者負担の額（法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項各号及び附則第 9 条第 1 項各号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 1 号に該当するもの 別表第 1 に定める額
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するもの 別表第 2 に定める額

(利用者負担の額の決定等)

第4条 市長は、前条の利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(時間外保育における利用者負担の額)

第5条 市が設置する特定教育・保育施設（保育所に限る。以下「市立保育所」という。）において実施する時間外保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者が支払う時間外保育における利用者負担の額は、別表第3に定めるところによる。

(一時預かり事業における利用者負担の額)

第6条 市が設置する特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下「市立幼稚園」という。）において実施する一時預かりを受けた子どもの保護者が支払う一時預かり事業における利用者負担の額は、別表第4に定めるところによる。

第7条 市立保育所において実施する一時預かりを受けた子どもの保護者が支払う一時預かり事業における利用者負担の額は、別表第5に定めるところによる。

(利用者負担の徴収)

第8条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育・保育又は時間外保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者及び一時預かりを受けた子どもの保護者から、第3条及び前3条に定める利用者負担を徴収する。

(利用者負担の減免)

第9条 市長は、前条の支給認定保護者又は保護者が第3条及び第5条から第7条までの利用者負担を支払うことができないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(利用者負担の還付)

第10条 既納の利用者負担は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊勢崎市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

2 伊勢崎市立幼稚園保育料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第91号)は、廃止する。

(伊勢崎市立幼稚園保育料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに前項の規定による廃止前の伊勢崎市立幼稚園保育料徴収条例第2条に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった保育料については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(市立幼稚園における利用者負担の額の特例)

4 第3条第1号の規定にかかわらず、市立幼稚園における平成27年度から平成29年度までの利用者負担の額については、次の表の左欄に掲げる年度において同表の中欄に掲げる別表第1の額をそれぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

平成27年度	8,400円 (4,200円)	5,900円 (2,950円)
	12,800円 (6,400円)	5,900円 (2,950円)
	18,000円 (9,000円)	5,900円 (2,950円)
平成28年度	8,400円 (4,200円)	6,700円 (3,350円)
	12,800円 (6,400円)	8,100円 (4,050円)
	18,000円 (9,000円)	9,800円 (4,900円)
平成29年度	8,400円 (4,200円)	7,500円 (3,750円)

	12,800円 (6,400円)	10,400円 (5,200円)
	18,000円 (9,000円)	13,800円 (6,900円)

(施行日前に保育所に入所している子どもに係る所得割課税額の算定)

- 5 平成27年3月1日及び施行日以後の各月初日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている子どもで平成27年3月1日において保育所に入所し施行日以後においても引き続き法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものに係る利用者負担の額については、別表第2における所得割課税額を次の計算式で算定する。

所得割課税額－(0歳から15歳までの扶養人数×330,000円＋16歳から18歳までの扶養人数×120,000円)×6%

(伊勢崎市保育所条例の一部改正)

- 6 伊勢崎市保育所条例(平成17年伊勢崎市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を次のように改める。

(保育所における保育)

第3条 保育所は、保育を必要とする乳児又は幼児(以下「児童」という。)を保育する。

第4条第1号中「伊勢崎市保育の実施に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第134号)第2条の規定」を「子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める事由」に、「実施を必要と」を「必要を」に改め、同条第2号中「保護者から保育の委託を受け、」を削る。

第5条の見出し中「延長保育」を「時間外保育」に改め、同条中「保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、保育時間の延長を必要としている当該保育所に現に入所している児童に対し、保育所の開所時間を超えた保育(以下「延長保育」という。)」を「子ども・子育て支援法(平成24

年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育事業」に改める。

第6条中「法第21条の9の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業」を「子ども・子育て支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業」に改める。

第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別表第1 (第3条関係)

階層区分		利用者負担の額 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。) 1,400円 (700円)
第3階層	8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 5,900円 (2,950円)
	度の9月分から3月分の算定にあつては	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,100円以下 8,400円 (4,200円)
第4階層	当該年度分の	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下 12,800円 (6,400円)
第5階層		市町村民税所得割課税額 18,000円

階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	211,201円以上	(9,000円)
----	-------------------------	------------	----------

備考

- 1 第2階層、第3階層、第4階層又は第5階層に属する世帯であって、同一世帯から2人以上の子どもが小学校第1学年から第3学年までに在学し、幼稚園若しくは認定こども園に入園し、保育所若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。以下同じ。）に入所し、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。以下同じ。）に入学し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を利用している場合における当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもにおける利用者負担の額は、次のとおりとする。
  - (1) 当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が最も高い場合（同年齢の支給認定子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表に定める額
  - (2) 前号以外の支給認定子どもで当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が最も高い場合又は当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が2番目に高い場合（同年齢の支給認定子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表の括弧内の額
  - (3) 前2号以外の支給認定子どもで、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している場合 0円
- 2 1の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が、第2階層

と認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担の額は、0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 この表における「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額から順次控除して得た額を所得割課税額とする。
- 4 1の規定にかかわらず、第3子以降の支給認定子どもであって市長が別に定める要件を満たす場合の利用者負担の額は、0円とする。

別表第2（第3条関係）

階層区分		利用者負担の額 (月額)				
		2号認定		3号認定		
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
A 階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B 階層	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分の算定にあつては当該年	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）	3,000円 (1,500円)	3,000円 (1,500円)	3,000円 (1,500円)	3,000円 (1,500円)
C 1 階層	ら8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分の算定にあつては当該年	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,200円 (4,600円)	9,000円 (4,500円)	9,200円 (4,600円)	9,000円 (4,500円)
C 2 階層	ら8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分の算定にあつては当該年	市町村民税所得割課税額 48,600円以上72,800円未満	14,600円 (7,300円)	14,300円 (7,150円)	15,000円 (7,500円)	14,600円 (7,300円)
C 3 階層	ら8月分までの利用者負担の額の算定にあつては当該年	市町村民税所得割課税額 72,800円以上97,000円未満	18,000円 (9,000円)	17,600円 (8,800円)	19,000円 (9,500円)	18,500円 (9,250円)

	度分の市	0円未満				
C 4 階層	町村民税 の額の区 分が右欄 の区分に 該当する 世帯	市町村民税所得 割課税額	20,0 00円	19,6 00円	25,0 00円	24,4 00円
		97,000円 以上133,0 00円未満	(10, 000 円)	(9,8 00円)	(12, 500 円)	(12, 200 円)
C 5 階層		市町村民税所得 割課税額	21,4 00円	20,9 00円	32,0 00円	31,3 00円
		133,000 円以上169, 000円未満	(10, 700 円)	(10, 450 円)	(16, 000 円)	(15, 650 円)
C 6 階層		市町村民税所得 割課税額	22,0 00円	21,5 00円	38,0 00円	37,1 00円
	169,000 円以上301, 000円未満	(11, 000 円)	(10, 750 円)	(19, 000 円)	(18, 550 円)	
C 7 階層	市町村民税所得 割課税額	22,6 00円	22,1 00円	40,0 00円	39,1 00円	
	301,000 円以上397, 000円未満	(11, 300 円)	(11, 050 円)	(20, 000 円)	(19, 550 円)	
C 8 階層	市町村民税所得 割課税額	23,2 00円	22,7 00円	42,0 00円	41,1 00円	
	397,000円以 上	(11, 600 円)	(11, 350 円)	(21, 000 円)	(20, 550 円)	

備考

- この表における「2号認定」とは法第19条第1項第2号に該当す

る支給認定子どもをいい、「3号認定」とは同項第3号に該当する支給認定子どもをいう。

- 2 法第19条第1項第3号に該当する支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担の額は、当該年度中はこの表の3号認定の額を適用する。
- 3 B階層又はC階層に属する世帯であって、同一世帯から2人以上の子どもが保育所若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、幼稚園若しくは認定こども園に入園し、特別支援学校幼稚部に入学し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを利用している場合における当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもにおける利用者負担の額は、次のとおりとする。
  - (1) 当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が最も高い場合（同年齢の支給認定子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表に定める額
  - (2) 前号以外の支給認定子どもで当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が最も高い場合又は当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している支給認定子どもの年齢が2番目に高い場合（同年齢の支給認定子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表の括弧内の額
  - (3) 前2号以外の支給認定子どもで、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に入所等している場合 0円
- 4 3の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が、B階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担の額は、0円とする。
  - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯  
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け

た者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

5 この表における「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額から順次控除して得た額を所得割課税額とする。

6 この表における「保育標準時間」とは法第20条第3項に規定する保育必要量を1日11時間までと市長が認めたものをいい、「保育短時間」とは1日8時間までと認めたものをいう。

7 3の規定にかかわらず、第3子以降の支給認定子どもであって市長が別に定める要件を満たす場合の利用者負担の額は、0円とする。

別表第3（第5条関係）

階層区分		利用者負担の額（1回）	
		開所時間内	開所時間外
A階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円

B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	40円	40円
C階層	A階層及びB階層を除き市町村民税課税世帯	200円	200円

備考

- この表における「開所時間内」とは市立保育所の開所時間内における時間外保育をいい、「開所時間外」とは市立保育所の開所時間外における時間外保育をいう。
- 開所時間内又は開所時間外の利用はそれぞれを1回と数え、同日における開所時間内及び開所時間外の利用は2回と数える。
- B階層における利用者負担の上限額は、開所時間内又は開所時間外ごとにそれぞれ1月当たり600円とする。
- C階層における利用者負担の上限額は、開所時間内又は開所時間外ごとにそれぞれ1月当たり3,000円とする。

別表第4（第6条関係）

区分	利用者負担の額（1時間）
子ども1人につき	100円

別表第5（第7条関係）

区分	利用者負担の額（日額）	
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する子ども1人につき	0円	
上記以外の子ども1人につき	3歳未満	2,000円
	3歳以上	1,500円

備考

- 年齢は、一時預かりの受入日の属する年度の初日の前日における満

年齢とする。

- 2 一時預かりの受入時間が4時間以内の場合、利用者負担の額は日額の2分の1とする。

---

伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第20号

### 伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 事業は、赤堀放課後児童健全育成ルームにおいて実施する。

(対象児童)

第3条 事業を利用することができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている小学校に就学している児童で、保護者の労働等により放課後等に家庭が常時留守となっているものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一時利用)

第4条 市長は、事業の運営上支障のない範囲内において、一時的な利用（以下「一時利用」という。）を実施することができる。

- 2 一時利用できる者は、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている小学校に就学している児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労形態等により、家族が監護することが継続的に困難となる児童
- (2) 保護者の傷病、入院等により、緊急又は一時的に利用を必要とする児童
- (3) 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由その他の事由により一時的に利用を必要とする児童

3 児童は、1人当たり月に14日を超えて一時利用することができない。  
(利用の許可)

第5条 事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。  
(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 児童が病気その他の理由により集団生活に適さないと認めたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が事業の運営上支障があると認めたとき。

(利用許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 児童が第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者又はその他のものが児童を監護できるとき。
- (3) 前条各号の規定に該当することになったとき。
- (4) 保護者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(利用時間)

第8条 事業を利用できる時間は、学校の放課後から午後7時までとする。

2 学校の休業日に当たる場合の利用時間は、午前8時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、学校の行事その他の特別の事情があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休業日)

第9条 事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他市長が特に必要と認めた日

（放課後児童支援員）

第10条 市長は、伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第34号）に定めるところにより放課後児童支援員（同条例第11条第1項に規定する放課後児童支援員をいう。）を置かなければならない。

（利用者負担金）

第11条 第5条の許可を受けた保護者は、利用者負担金として児童1人につき月額1万円を納めなければならない。

2 事業を一時利用する児童の保護者は、利用者負担金として児童1人につき日額800円を納めなければならない。ただし、月額1万円を限度とする。

（利用者負担金の減免）

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

（利用者負担金の還付）

第13条 既納の利用者負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第 2 1 号

伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「伊勢崎市農業経営改善計画認定事業実施要領（平成 1 7 年 1 月 1 日制定）」を「農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第 2 2 号

伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 2 0 年伊勢崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表乙種区域の項区域の範囲の欄を次のように改める。

法第 1 0 条第 1 項に規定する同意企業立地重点促進区域のうち、次に掲げる工業団地等とする。ただし、本市の区域に属する範囲に限る。
---

- (1) 伊勢崎三和工業団地
- (2) 伊勢崎名和工業団地
- (3) 八斗島工業団地
- (4) 伊勢崎南部工業団地
- (5) 伊勢崎南部第二工業団地
- (6) 伊勢崎南部第三工業団地
- (7) 伊勢崎佐波第一工業団地
- (8) 境上武工業団地
- (9) 境上武第二工業団地
- (10) 境北部工業団地
- (11) 多田山産業団地
- (12) 伊勢崎宮郷工業団地

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第23号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「限る。）」の次に「であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うものであり、かつ、伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎

市条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないもの」を加える。

第5条第5号中「連帯保証人は、規則で定める場合を除き、融資対象者が個人の場合は不要とし、法人の場合はその代表者を付するものとする」を「保証人については、契約金融機関の定めるところによる」に改め、同号ただし書中「法人の場合もこの限りでない」を「保証人を付すことを要しない」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 原則として物的担保は不要とする。

附則第4項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成25年度以前」を「平成26年度以前」に、「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市勤労者生活資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市勤労者生活資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市勤労者生活資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市内の」の次に「桐生信用金庫、アイオー信用金庫、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、」を加え、「農業協同組合」を「佐波伊勢崎農業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「630円」を「430円」に、「970円」を「660円」に、「1,300円」を「900円」に、「560円」を「390円」に、「900円」を「620円」に、「1,200円」を「850円」に、「56円」を「39円」に、「6円」を「4円」に、「3円」を「2円」に、「550円」を「380円」に、「340円」を「230円」に、「1,100円」を「770円」に、「470円」を「320円」に、「2,000円」を「1,900円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「24円」を「16円」に、「34円」を「23円」に、「51円」を「35円」に、「67円」を「46円」に、「100円」を「70円」に、「130円」を「93円」に、「240円」を「160円」に、「340円」を「230円」に、「670円」を「460円」に改め、同表中

「

法第32条第1項第3号及び第4号	占用面積	1,100円
------------------	------	--------

を

に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000円
	地下に設ける通路			600円
	その他のもの			1,100円

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積	770円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			560円
	その他のもの			770円

に

改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「20円」を「19円」に、「200円」を「190円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「200円」を「190円」に、「2,000円」を「1,900円」に、「900円」を「620円」に、「20円」を「19円」に、「1,000円」を「930円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項

中「1,000円」を「770円」に改め、同表中

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メ	200円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		ートルに つき1月	110円
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.014を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は 高架の道路の路面下に設 けるもの		Aに0.014を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た額

を

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メ	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		ートルに つき1月	77円
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.016を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を 乗じて得た額
令第7条 第11号	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも		Aに0.016を 乗じて得た額

に

に掲げる 応急仮設 建築物	の	
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額

改める。

(伊勢崎市公共物管理条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市公共物管理条例(平成17年伊勢崎市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「630円」を「430円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「660円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「900円」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「390円」に改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「620円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「850円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「39円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「6円」を「4円」に改め、同表地下に設ける電線その他の線類の項中「3円」を「2円」に改め、同表諸管理設の項中「24円」を「16円」に、「34円」を「23円」に、「51円」を「35円」に、「67円」を「46円」に、「100円」を「70円」に、「130円」を「93円」に、「240円」を「160円」に、「340円」を「230円」に、「670円」を「460円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第 26 号

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 173 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 106 条」を「第 107 条」に改める。

第 6 条中「前条」を「第 4 条」に改める。

(伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 281 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 106 条」を「第 107 条」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「改築」の次に「、移転」を加える。

第 7 条第 2 項第 1 号中「第 137 条の 17 第 8 号」を「第 137 条の 18 第 8 号」に、「第 137 条の 18 第 1 項」を「第 137 条の 19 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 137 条の 18 第 2 項第 1 号」を「第 137 条の 19 第 2 項第 1 号」に改める。

別表第 1 国定東地区、向原東地区、向原中央地区及び平井地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

(伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成 24 年伊勢崎市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条各号列記以外の部分中「改築」の次に「、移転」を加える。

別表第 2 の 1 多田山産業団地地区整備計画区域の部建築してはならない建築物の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定するもの」の次に「(以下「管理職員」という。)」を加える。

第 12 条第 1 項中「第 4 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」を「管理職員」に改め、同条第 2 項中「第 4 条の規定により管理職手当を支給される職員」を「管理職員」に改め、「週休日」の次に「(勤務時間を割り振らない日をいう。)」を加え、「祝日法による休日若しくは年末年始の休日」を「休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 28 号

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「特定疾患医療申請診断書、小児慢性特定疾患医療申請診断書」を「難病医療申請診断書、小児慢性特定疾病医療申請診断書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

赤堀町地域改善対策施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 29 号

赤堀町地域改善対策施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例

赤堀町地域改善対策施設設置及び管理に関する条例（昭和 61 年赤堀町条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 30 号

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市  
条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

別表中「320 円」を「370 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）  
以後の利用に係る利用料について適用し、施行日前の利用に係る利用料につ  
いては、なお従前の例による。

---

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 31 号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次の  
ように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条におい

て「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 25 年度又は平成 26 年度」を「平成 28 年度又は平成 29 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 25 年度分又は平成 26 年度分」を「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 25 年度適用土地」を「平成 28 年度適用土地」に、「平成 25 年度類似適用土地」を「平成 28 年度類似適用土地」に、「平成 26 年度分」を「平成 29 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し及び同条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号。以下この条において「平成 24 年改正法」という。）附則第 10 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、「（平成 24 年改正法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条 第 2 号 ア	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

- 2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 2 8 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条 第 2 号 ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

- 3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 2 8 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条 第 2 号 ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中伊勢崎市市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る

る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

---

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第32号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第6項の前の見出し、附則第6項から附則第10項まで及び附則第11項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第16項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下この項において「平成24年改正法」という。）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、「（平成24年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第33号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第24条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。